

文化財調査報告書

第四集

—新指定文化財特集—

前橋市教育委員会

(社会教育課)

目 次

はじめに 社会教育課長 富沢 宏

重要無形文化財野良犬獅子舞	1
重要無形文化財總社神社太々神樂	1
重要無形文化財片貝神社太々神樂	1
重要無形文化財泰神社太々神樂	3
重要文化財大徳寺多宝塔	3
重要文化財東福寺鰐口	4
重要文化財酒井重忠画像	4
重要文化財松平藩主画像及び結城政勝画像	5
重要文化財仁治の板碑	5
重要文化財阿弥陀三尊画像板碑	6
重要文化財石幢七重層塔	6
史跡経塚古墳	7
史跡オブ塚古墳	8
あとがき	9

石 桧 七 重 層 塔 (光巖寺)



松平基知画像 (孝顕寺)



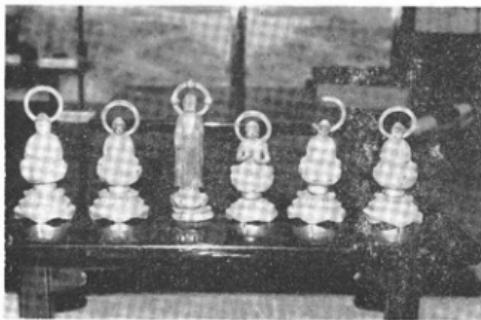
仁治の板碑
(小島田町)



舞も荒い、野良犬獅子舞



前橋南端にただ一つ残された經塚古墳



大徳寺多宝塔に内蔵されている木彫六体の仏像

大徳寺多宝塔
(県内にもめずらしい金銅製140.1cm)



はじめに

本年度新規指定文化財として、十三件を指定し、それを特集号第四集としてまとめてみました。

本市では昭和三十九年十二月、四十五年二月と文化財の指定して参りましたが、無形文化財等の指定はもれでおりました。今回四十八年九月の指定では、四件の重要無形文化財の指定をいたしました。開発によつてまのあたり、文化財が破壊されていく現状にあつて、無形文化財も生身の人が伝承しておりますので、開発の渦に巻きくだかれる埋蔵文化財と同様、人の死によつて無形文化財も急速な沈降現象の一途をたどつてゐるのです。

今回四件の指定した無形文化財は、本市の文化財をみていく上に、大きな位置をもつことと思ひます。
本年重要文化財七件、史跡二件、重要無形文化財四件であります。この指定の際には、前橋市文化財調査員の方々の緻密な調査と、ご尽力によりこのように多くの指定をみるにいたつたのであります。

前橋市の文化財は、国、県指定のすぐれたものが多く、それらは前橋市史一、二巻などに記されておりますが、その他の文化財については、文献も少なく、この第四集の報告書が、各方面でご活用いただければ幸いです。

なお、最近文化財に対する関心が急速に昂つておりますが、前述いたしましたように、開発により埋蔵文化財保護の問題や、生活の近代化によって、民俗資料の消滅など危機を要することも多いわけです。この報告書がこの方面への、ご理解をいただける一助となればしあわせであります。

昭和四十九年三月

前橋市教育委員会
社会教育課長
富沢宏

文化財防火デー（法隆寺金堂罹災の日）	1月26日
文化財保護法公布記念日	5月03日
文化財保護法施行記念日	8月29日
文化財保護強調週間	11月1日～7日

◆ 前橋市文化財調査委員

松 田 総 松
 丸 山 知 良
 松 島 栄 治
 中 泽 右 吾
 山 田 武 鹿

無形文化財野良犬獅子舞

一、所在地 前橋市清野町

二、所有者 前橋市清野町三一の三

野良犬獅子舞保存会代表木暮梅司

一、由来と特徴

この獅子舞は「閑白龍天流」といわれ、吉岡村北下八幡宮に伝承されたものが、慶長年間に現在の清野町に移入されたわけである。

清野町では毎年村の八幡神社の秋祭り、九月十九日にこの獅子舞が奉納される。これを舞う者は八幡神社の氏子によつて行なわれてきた。このようだ氏子によつて伝承されているものは、ごく格式のある獅子舞で一般の村人の参加は出来なかつた。現在は村民によつて伝承されているが、こうした面からみても、野良犬獅子舞の価値感はすこぶる高いと評価できる。

この獅子舞は三四だちで前獅子、中獅子、後獅子と呼ぶ。舞は十一種あり、宿と呼ぶ練習会場の家から八幡神社まで、その舞が間断なく続けられていく。舞もごく乱くそしてまた何んともいえぬ優雅さがある。県内多くの獅子舞があるが、この野良犬の獅子舞はきわだつたすばらしさがある。

一、獅子舞の構成人員

① 流元師匠（古老頭）

一名 笛頭

十名 箫方

二名 棒使い

一名 天狗（修驗者）

一名 先獅子

一名 中獅子

一名 後獅子

⑨ 万灯持ち
二名
氏子中
数十名

一獅子舞附帶物

① 獅子頭
二本

② カンカチ（鉄製小棒）
二本

③ 棒使い（木製棒）
二本

④ 天狗下駄
一足

⑤ 滅太鼓
一本

以上であるが、この獅子舞は昭和四十八年保存会が結成され、木暮梅司氏を会長として約百五十名の会員を持ち、現在保存と普及活動に、町民総力を尽しているのが、この獅子の価値と同様すばらしさがある

重要無形文化財総社神社太々神楽

一、所在地 前橋市元総社町一三七七

二、所有者 前橋市元総社町一三七七

代表 内田門大夫

一、由来

元総社町字屋敷の赤石祐三郎氏の祖先が、平中清から伝承したと伝

えられる。由来の年代はわからないが、これについての古文書等は、かつてこの神楽を伝えた渋川市石原（庚申様）へもつて行き、そのままになってしまったという。

この神楽は宇屋敷の赤石久米宅を中心に行ない、赤石を名乗る赤石家だけが支えてきたが、戦後赤石一家だけでは守りきれず、元総社町全体から有志青年によつて、現在は行なわれている。この神楽の總社神社の祭典にちなんで行なわれ、例年一月十五日、三月十五日と二回奉納する。

一、楽器

・稻田姫、獅子を持って舞

・宝鉢凌しの舞

・神刀を以って大蛇退治舞

・稻田姫と宝鉢取替大蛇追入舞

・稻田姫宝鉢を以って舞

以上であるが、總社神社神楽は、前橋市新田町の雷田神社、茨川市石

原町の庚申様、前橋市東片貝町、片貝神社へ伝承している。また奉納
演奉は近郷近在の町村をはじめ、市内では青葉町淡島神社、東の八幡
神社等に、春秋の祭典にちなんで奉納舞を行ない、本県神楽の中で
も珍稀的位置をもつ、すばらしい神楽といえよう。

重要無形文化財片貝神社太々神樂

一、所在地 前橋市西片貝町一四六〇

二、所有者 前橋市西片貝、片貝神社内

三、代表 長沼 寿郎

一、由来

明治のはじめ、總社神社よりこの神楽を伝えたという。教える者は
群馬郡から来て教えてくれたといふ。片貝神社では青年衆が受け継
ぎ、片貝に生れた長男でなければ、伝承する資格を得なかつた。受け
継いだ者は、五年間神楽達から抜けることをせず、それを一代とい
つた。最近では三年受け継ぎ、次代に伝承するきまりになつてゐる。
一、練習と座敷
神楽奉納は、一月十三日と四月十三日に行なう。それにもなんでの
練習は、祭典日より十日程前から、夜間玉藏院で行なつた、練習はき
り有り、種子蒔舞

- ⑪ 奉幣の舞
- ⑫ 巫女の舞
- ⑬ 大助玉命
- ⑭ 三法の舞
- ⑮ 大神三法と以て舞
- ⑯ 痛拘水上の舞
- ⑰ 片鉢の舞
- ⑱ 一本刀の舞
- ⑲ 田造の舞
- ⑳ 角子の舞
- ㉑ 八幡太郎の舞
- ㉒ 扇子の舞
- ㉓ 受持の命
- ㉔ 稲荷、種子蒔舞

古くは三十八座舞つたといふから、格式あるすばらしい神楽であつ
るものである。元文元年頃書いたといふ古文書をみると、「湯立て」
や「巫女舞」なども座敷にあり、赤城神社神楽や、櫻名神社神楽に次
ぐすばらしいものであったとうかがえる。現在は十六座だけ伝承して
いる。

びしく、師匠にあたる者が、トウガラシをたくさん入れたキンピラを作つておき、これを神楽連の若者に食べさせ、それに耐えられなければ、先ず神楽を教えてもらへなかつた。神楽連（舞ふ連中）の組織は、師匠と新らしく入つた者を、新参者と呼んだ。練習はきびしく、夜ふけ頃まで行なつた。

座数は十二座からできているが、現在は

一、ひらの舞

一、キリン舞子

一、御状囃子

一、きつねの舞

一、扇の舞

一、天狗の舞

一、おろちの舞

一、七座を奉納している。

一、特色

この神楽は總社神社から伝承して約百年、一世紀に亘る長い間、この地区の人々によつて正しく伝承されて來たため、舞や演舞等、ほとんどくずれておらず、格式ある神楽として伝承されているのがすばらしい。特に笛の演奏はすばらしく、笛もカエデの木で作つた名笛もあり、この笛で奏すると一里（四キロ）の四方に、笛の音がとどいたといふ。群馬県の一部と栃木県等には梅製の笛はあるが、カエデ製のものは例がない。

重要無形文化財産泰神社太々神樂

一、所在地 前橋市下大屋町五六九

一、所有者 前橋市下大屋町五六九

一、由来と伝承 泰神社内、代表 木村 康二

泰神社古記録は、小田原、北条氏の亂に焼失してしまい、太々神樂の奉納額に、元和元年（一六一五）三百五十九年のものがあり、四百年前の歴史のあることが伺われる。

一

年の頃から氏子によつて行なわれるようになつた。神樂の練習は鶴登佐作（慶應生れ）氏が一人で教えた、鶴登氏は教える者が一人でない。

と、神楽がくづれるといい、練習も誠にきびしかつた。その頃の神楽の練習は三月十八日から四月十八日まで一か月、大正期に入つて四月二十二日まで、昭和三十年頃から四月十七日から十八日まで二日間と、時代とともに練習過程も短くなつてきている。

一

一、座数 猪田彦大神（一神、二神）

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ 方位の神（二神、四神）

手力男の命 天の小屋根金（一神、二神）

右大神左大神 一人弓矢

大工 鬼退治

大蛇退治 打出し

中入 住吉大神

鍛冶屋 稲荷

火の神

大國主命、天若音命

(15) 山の神

などであるが、この他に「うら」座と称して通き座を入れて舞い現在「十三座舞」ができる。

一、この神楽の分布

産泰神樂を伝承しているのは、勢多郡黒保根村田沢、駒形、後間、横町など、大正年間に伝えられたとされている。
また産泰神樂は近郷近在の祭りに、奉納演奏に出ており、佐波郡上植木、伊勢崎市下植木、伊勢崎市名和、前橋市寛井、小屋原、山王などには例年奉納し、この神樂のすばらしさがうかがえる。

一、現状

現在は四月十八日の祭典日に奉納されるが、二月に入ると青年の手によつて練習がはじめられ、それも古年のきびしい指導を受けながら、下大屋町に残されてきた四百年に亘る神樂の歴史を、保存すべく努力をつづけている。

重要文化財大徳寺多宝塔

一、所在地 前橋市小相木町九一大徳寺内

一、所有者 前橋市小相木町九一 上原 泰真

一、由来と特徴

群馬における多宝塔は石造のものが多いが、金剛製のものは少な

く、この多宝塔は大きさ全長百四十センチもあり他に類がないである。

この多宝塔は、古市町生れの黒崎喜平次が、近江の國から故郷に送つたものとされている。

黒崎喜平次は近江へ奉公へ行き、その後商人となつて大金持ちになり、彼は先祖に金を送るのに、仏像の中に金を入れて送れば、関所を安全に通過できるとあってこれを実行した。現在大徳寺にはこのとき送られた多宝塔二基のうち、一基は蓋まれ

基だけ残されているが、それには「正徳三年辰巳月吉日」の紀年铭がある。この多宝塔もこのとき同じに送られたものとされ、紀年銘も塔と同一である。

この多宝塔は、「江戸神田生鍾乳館」（河合兵部作）とあり金銅

製で多宝塔の中には、基礎の部分には経文八巻が納められている。この経文については、古市町黒崎喜平次（江戸末期）（現在の黒崎泉氏先祖）が長い年月をかけて書き、この多宝塔の中に奉納したものといわれている。

重要文化財東福寺鰐口

一、所在地 前橋市三河町一丁目九一十八

一、所有者 前橋市三河町一丁目九一十八

一、由来 東福寺 白石 賢海

銘文によれば、応永十三年（一四〇六）武藏国比企郡延益郷地蔵堂の住僧宗慶が、その地蔵堂に献じたものである。これらについての当時のことは一切不明である。東福寺では、鰐口を境内の地蔵堂にかけていたが、大正十四年頃、市立図書館長の桜井菊次郎氏の指摘により、爾來寺宝として藏するようになった。

この鰐口については

① 明治十九年赤城山頂の小沼の湖底から発見され、同年東福寺に寄附された。

② 東福寺に寄附されるまで、赤城山地蔵の頂上にあった。

③ 今から六〇〇年前に小沼から発見され、勢多郡川村膳の西福寺にあったものを、東福寺で地蔵堂建立（年次不詳）の際贈られ

た。これらの諸説はあるが、住職の白石賢海住職は、何れも何等根拠のない説で、地蔵堂の功德をたたえ、鰐口の貴重さや神秘性を語るために、何時頃にかこのようことを唱えるようになったのだ

ろうと述べている。

確かに白石住職のご指摘の通り、この鰐口は外側、内面とも水中にあったような腐蝕感は認められない。更に柏川村の西福寺は鱗でなく深津で、鱗とは全く関係がない。結局鰐口の銘文に見るほかの由来證は不詳といふほかない。

一、特徴

県内にある紀年在銘の鰐口は僅かに十三件ほどで、その内この鰐口は県内室町時代のものとしては最古であり、かつ形もよく整い良品であるものである。また武藏国比企郡において「延喜鰐」と記した唯一の資料としても貴重なものである。また本市の金工資料としては、極めて少ないので、より貴重な文化財である。

重要文化財酒井重忠画像

一、所在地 前橋市大手町三丁目十七~二一

一、所有者 前橋市大手町三丁目十七~二一 源英寺内(代表 遠藤良範)

一、特徴

品質は掛軸仕立て紙本、極彩色で日本画である。軸の長さは一四一センチメートル、幅四四・五センチメートル、画面長六三・五センチメートル、幅三二センチメートルで桐製の二重箱に入れられている。長い年月を経ておるため、画面は少々剥落がある。また軸の表具にも少々の破損がみられる。上箱には酒井家の紋章があり、箱には僅かな破損がある。年代は元和二年(一六一六)の作と伝えられている。

一、由來

源英寺は元和年間、酒井重忠の開基で、竜海院の末寺であるが、同寺には次の酒井重忠画像と伝書と酒井重忠像由来書がある。これによつてみると、元和二年五月河内守重忠の自筆であり、また寛政九年のころ、画像の左眼が既に明らかでなかったようである。

酒井重忠画像は、この源英寺のもののほか、施設市姫路城に一点あり、これを比較すると、画像の鳥帽子、頭、衣裳の紋の配置、手足等に至るまで源英寺のものに酷似しているが、色彩等からみると、源英寺のものが古く、その筆勢に些か稚拙の点があり、その点が却つてこの画に一種の重みを加えている。これらの点からみても貴重なものである。

重要文化財松平藩主画像及び結城政勝画像

一、所在地 前橋市朝日町四丁目二九~一四

一、所有者 前橋市朝日町四丁目二九~一四 孝顕寺内(鈴村開示)

一、由來

これらの画像は、孝顕寺が松平直店によって建立された関係からすべて松平家から同寺に寄せられたもので、その節の記述は、古い時代のものは不明であるが、安政六年十一月三日松平藩記録によると、同田直温画像はか二点(大穴院—知豐、隆昌院—齊省、何れも川越世子)を同時に納められたのが最後である。

一、特徴

松平氏画像は色彩は極めて鮮かで、第一代直基から第八代齊典まで完全であり、松平氏関係のものは他都市にはみられない。こうした面から考へても、旧前橋藩主松平氏歴代の画像として珍重すべきものである。

一、画像名(物件名)

① 松平直基画像

② 松平直矩画像

③ 松平直知画像

④ 松平朋知画像

⑤ 松平朝矩画像

⑥ 松平直恒画像

⑦ 松平直温画像

⑧ 松平齊典画像

一、結城政勝画像
掛軸仕立絹本着けで出している。軸の長さは一五四センチ、幅四八センチ、西長六五センチ、幅三五五センチ。天文十八年八月二十二日自筆

自詠自題大雲藤長とあり、政勝は松平直基の曾祖父結城政勝、大雲藤長大居士という。

本市において、松平源主画像とともに結城政勝画像はすこぶる貴重なものである。

重要文化財仁治の板碑

一、所在地 前橋市小島田町字大門跡五二〇

二、所有者

三、特徴

高さ一二四cm、幅上部五四、〇cm、基部九六cm、厚さ四八cm安山岩でできている。

正面は少々長方形尖頭龜拵形に深さ一、〇cmに切り込み、中央には長さ四五cm、巾二三cm、深さ五、一cmの舟形に縫込みこれを背後として高さ一二四cm、巾五一cm位に角の文字をもって鉢が刻まれている。また夭折する子息のために、父性愛の発露として、造立せる供養碑で板碑とは、石材や形式こそ異なれ、同一範疇のものと思われる。

最近埼玉須賀市で発見された嘉永二年、最古板碑に造像の形式が非常によく似たものがあるが、これは仁治の板碑をみていく上にごく参考になろう。

この仁治の板碑は、鎌倉時代の板碑の原型をもつもので、県内の板

碑としては最古歴のものと思われる。

仁治板碑（供養碑）銘文

「右志者為憑

去子恩少兒

幽靈出離生

死往生極樂

證大菩提也

仁治元十（一一四〇庚子）

二月十七日

橘 清重敬白

重要文化財阿弥陀三尊画像板碑

一、所在地 前橋市公田町四二一乗明院内

二、所有者 前橋市公田町四二一

三、由来

前橋市の南端公田町の乗明院は、南に総門、濠外に鐘楼門そして濠内には中門を設けてあり、中門を入ると屈折参道の突きあたりにこの

板碑がたてられている。碑は基礎の總高五四、五寸（一六五センチ）巾上部矣刻下で一二寸、下部輪郭の辺で十一、八寸、基礎面で十一、二寸、厚さ約一、六寸。頂部は三角形の山形をなし、二条の横画線をほりこぼめた普通の板碑形となっている。横画線の下一、〇寸左右側端から一、〇寸巾の短冊形の輪郭を施し、上部阿弥陀如來、向って右下に觀音菩薩、左下に勢至菩薩の画像を縁で陰刻している。阿弥陀如來、二菩薩は品字形に位置して、蓮華台上にいられる。菩薩の蓮華台の下放に花瓶一对を置き両方とも三個の花をついている。左右花の中間に紀年銘が一行に刻んである。

阿弥陀如來は立像、蓮台は渦巻に乗っている。正面向きで少しうつ

むき、頭は螺旋、肉髄がある。左手は肘をまげて下側方に差し出し、招する如くに掌を開いて指を下に前に向けている。指の状態がよくわからないが興願印を結んでいるらしい。右手は肘を屈げて前方に出し、掌を上腕の高さにあげ指を上にして掌を前に向ける。この指の状態も不分明であるが施無畏印を結んでいるらしい。右手中指と薬指は条帛に従つて垂下し袖ばかりになつていて、二重の円光を多数の放射光を負っているが白毫光は明かでない。觀音像は中腰状に肩から背を丸めて蓮台に立ち、両手で蓮台を高さに捧げて、忿仏一路淨土に後生を看う。脇終の人にを迎えるうと下界を繙かに眺めやる姿態にある。蓮台をのせた過庭の後ろは折線状ながら左後の上にたなびいている。勢至菩薩はやはり中腰状で背を丸くし、觀音菩薩同様に右下方に向って胸の高さで合掌している。蓮台の下は湯滌であらうが、石肌の摩滅がひどく明らかでない。花瓶の瓶は細貫で下ふくれになつており、三個の花の茎が僅かにそれと察知される。紀年銘は弘□□日とあって中間が消えているが、勢多郡誌の調査者に弘安己卯年四月日と読んでいるが、拓影にも、日謝しの斜照にも影が現われない。この他に造主の旨趣とか真言とか人名の有無についても手がかりがない。悉く刻まなかつたのである。石は緑泥片岩で風化の度は非常に進んでいる。

などあるが、三尊像はほんの僅かしかない、それもすでに二個は行方不明である。平安時代からの阿弥陀信仰が、次第に地方に波及し、時宗淨土宗が鎌倉時代勃興するに及んで、地方に一層阿弥陀信仰・念佛修行が盛行した。県内に梵字板碑にキリークとサ・サクの一尊ないし三尊のいかに多いかは言うまでもないが、それにもかかわらず、画像板碑は稀少である。それだけに地方仏教文化史上に占むる価値は高い以上であるが、このようは貴重な画像板碑は、風雨等に磨滅がひとく肉眼でもほとんど判明できない状態で、ここにかけた「阿弥陀三尊画像板碑鑑測図」故矢鳥賀氏の調査によるものが、貴重なこの板碑判明の手がかりとなる。

重要文化財光巣寺石燈七重層塔

一、由来
この層塔は室町時代のものとされている、かつて総社町高井の東覧寺跡にあったものと伝えられるが、東覧寺は中世に栄えた寺であろう。通称トウノコシといわれる同字池田地内の草原にあったものを、同地の所有者から光巣寺に寄進されたもので、このトウノコシ（塔残し？）と称する地点が東覧寺の跡であろうといわれている。明治十年調製の町村誌、群馬郡高井村の分の冷泉の項からみると、この層塔は明治十年には現在位置に移されていたことがわかる。

一、所在地 前橋市総社町総社 一六〇七
一、所有者 前橋市総社町総社 一六〇七

光巣寺内（代表）田中耕順

この層塔は室町時代のものとされている、かつて絲社町高井の東覚寺跡にあったものと伝えられるが、東覚寺は中世に栄えた寺である。通称トウノコシといわれる同字池田地内の草原にあったものと、同地の所有者から光覚寺に寄進されたもので、このトウノコシ（塔残しき）と称する地点が東覚寺の跡であろうといわれている。明治十年に調製の町村誌、群馬郡高井村の分の冷泉の項からみると、この層塔は明治十年には現在位置に移されていたことがわかる。

この書類は手写の便札で、
市下に交付せしもの。三重傷では
乾元二年万場町板碑、延文六年の藤岡市浅見作兵衛旧板碑（現在不
明）、応安六年桐生市板碑（亡）など、阿弥陀一尊のでは、文永八年の
中之条町林昌寺板碑、建治四年の高崎市山名町石井家石碑、文永八年
全家義板碑、正慶二年富岡市原板碑、藤岡市葵御前城年紀不詳板碑

重要文化財光巖寺石幢七重層塔

六、所在地 前橋市総社町総社一六〇七
一、所有者 前橋市総社町総社一六〇七

光嚴寺内(代表)田中耕順

二、由來

この層塔は室町時代のものとされている、かつて絲社町高井の東覚

この層塔は安山岩でできており、高さ四一七センチメートルで、この種の石製品としては大型で貴重な文化財とされる。

史記經傳古文

- 一、所在地 前橋市東善町延塚乙七三二七番地

広瀬川右岸に築造された円墳で面積約三三三坪で原型をよくとどめている。本古墳は、前橋南部土地改良事業により滅失寸前にあったが、昭和四十六年、所有者 の意志により保存することになった。本古墳は直径三〇m余り、高さ三、二m、未発掘である。従来、この地域を祇園といい、古墳を祇塚として活用したようである。重田氏宅の先祖伝来の墓所にもなっており、中世以降民間信仰の対象となり現在まで保存できたわけである。周濠は認めがたいが、約一〇m前後の堀地が確認できる巨石で覆われているが、埴輪は発見されていない。おそらく六世

史跡オブ塚古墳

- 一、所在地 前橋市勝沢町四二〇番地

一、オブ塚古墳の特徴

- (なお遺物については、群馬大学図書館資料室にある)
オブ塚古墳の特徴、

⑧ ⑦
須惠器 土玉

⑥ ⑤
耳環 鐵製品（用途不明）

五〇一個

四振四指

副葬品は次の通り

石室内からは人骨、鉄製品類、銅製品類、土器類があり、石室外か
らは土器類、瓦器類が出土された。

内部は横穴式石室である。全長五、五メートル、入口の巾一メートル、奥壁の下の巾一メートルである。石室内部の長さは五メートル、全体の形は円形をなしていて、高さは一、八メートル石材は玄武岩の自然石をもちいてある。床面には径十七センチメートル内外の軽石が一面に敷かれており、その厚さは約十五センチメートルで、それは黄色く美しい軽石である。

一、外部形式
封土の形式は前方後円墳である。前方部を西北に向けて、その前端は道路敷のため削りとられている。現状は全長約三十五メートル、巾は十三メートル、高さは二十一メートル、後円部で三、五メートル、前方部で二、五メートルもある。後円部の径が十八メートルで、前方後円墳としては頗る小型なものである。

西の前方部を持った前方後円墳で、後円部の割に前方が低い。

袖無型の横穴式石室で自然石積みである。

大直刀が三振出土して、何れも窓のある鍔をもっている。

床に軽石の転石が敷かれている。

埴輪円筒列と形象埴輪が配列してある。この古墳は古墳時代の

後期のはじめ頃のもので、だいたい六世紀頃のものであろう。

文化財保護法第二条による文化財の定義では、建造物、繪画、彫刻、工芸品、書籍、書籍、古文書、考古資料を有形の文化財といい、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産を無形文化財としている。また衣食住、信仰、年中行事に関する風俗習慣、またこれに用いられる衣服、器具、家屋で生活の推移の理解に欠くことのできないものを民俗資料という。

それに記念物（貝づか、古墳、城跡、旧宅等の遺跡、庭園、動物、植物、地質鉱物等）を加えて四種類に分類しているが、いずれも我が国にとって学術上価値の高いものを文化財としている。本市もこの保護法を受けて昭和三十八年三月条例を制定して以来十年を経過したが、まだまだ全分野に亘っての指定に至っていない。文化財調査委員の職務的な調査活動、意見具申により、今回は十三件を新たに指定したが、特に無形文化財の指定が、四件もできたこと。これに加えて所有者が保存会を結成して文化財の保存、後継者の養成に力を注いでくれて、ることはまさに「市民の文化遺産」といった保護思想の将来を期待できるものである。十一月十七日に実施した民俗芸能発表大会も、これら文化財の保護を通して、文化民についたえるに効果ある事業であった。今後とも市の任務として、文化財が将来的文化の向上発展の基礎をなすこと認識し、法条例の趣旨の徹底に努めようとするものである。

あとがき

指定文化財所在地及び管理者等一覧

国 指 定

No.	指 定 物 件 名	所 在 地	管 理 者	住 所	電 話
1	鐵造阿彌陀如來座像	瑞氣町337(善勝寺)			
2	上野國山王庵寺塔心柱根巻石	越谷町總社2408 (山王日枝神社)	前橋市		
3	土偶	紅葉町			
4	上野國分寺跡	郡馬町東国分 前橋市元元氣社町	郡馬町・(前橋市)		
5	越谷二子山古墳	越谷町福野 字二子山368	"		
6	天川二子山古墳	文京町三丁目29	"		
7	前二子山古墳	東大室町二見山	"		
8	中二子山古墳	東大室町内掘	"		
9	後二子山古墳附小古墳	西大室町下諏訪	"		
10	山王塔跡	越谷町總社2408	"		
11	宝塚山古墳	" " 1606		光嚴寺 越谷町總社1607	
12	八幡山古墳	朝倉町若宮1344~	前橋市		
13	兜穴山古墳	越谷町越谷1587 越谷小前	"		
14	岩神の飛石	昭和町三丁目29-11	前橋市 福荷神社	昭和町	
(重要美術品)					
15	四神付舞土器	前橋市児童 文化センター	前橋市	児童文化センター	
16	石製鷦鷯瓦片 一箇	越谷町總社2408		越谷町總社	
17	石製鷦鷯 一箇	" " 2398		" " 2398	
18	後嵯峨天皇 宸翰古歌御色紙 1幅	千代田町三丁目		千代田町三丁目	
19	後柏原天皇 宸翰御歌詩歌 1幅	"	"	"	"
20	豐元天皇(詠松間紅葉和歌) 宸翰御歌紙 1幅	"	"	"	"

県 指 定

No.	指 定 物 件 名	所 在 地	管 理 者	住 所	電 話
21	十一面觀世音像	日輪寺町412		日輪寺町412	
22	梵 繪	妙安寺 千代田町三丁目		千代田町三丁目	
23	下長崎三番叟人形	下長崎町 福荷神社			
24	駒差(鎌首翁藤原直風)	城東町一丁目11-17		城東町一丁目11-17	
25	上野總社神社本殿一棟	元總社町2377		元總社町2377	
26	短刀(鶴・源左衛門財信鑄 一口)	千代田町三丁目15-10		千代田町	
27	刀(鶴彌前國長船五郎 左衛門財信鑄一口)	南町三丁目15-1		南町三丁目15-1	

28	脇差(露・桜花打込 英賀作之)	一口	千代田町二丁目8-18		千代田町二丁目8-18	
29	刀(鶴亀紋印藤枝太郎 美義作)	一口	タ 5-5		タ 5-5	
30	短刀(於東郡藤枝太郎・美義造)		石倉町316		石倉町316	
31	なぎなた 於東武英	タ		タ	タ	タ
32	納曾利山		二之宮町886		二之宮町886	
33	刀出鑿愛碑		總社町總社1607 光嚴寺境内		總社町總社1607	
34	石田玄宗の墓		總社町高井字桃木263			
35	上泉郡倉附関係文書		上泉町字宿1140			
36	前橋天神山古墳		後閑町坊山	前 橋 市	後閑町坊山	

市指定文化財

No.	指 定 物 件 名	所 在 地	管 理 者	住 所	電 話
37	文政四年天川原村分間畠園	文京町二丁目21		文京町二丁目21	
38	大徳寺總門	小相木町91		小相木町91	
39	廣覺勸寺宝塔	公田町乗明院		公田町	
40	カロート山古墳石棺	中川小学校前 中川町二丁目	中 川 小 学 校	三河町二丁目	
41	典籍前後藩主松平家記録	市立図書館 大手町二丁目	市 立 図 書 館	大手町二丁目	
42	雷跡、疊瓦秀吉和歌焼跡	千代田町三丁目 妙安寺内		千代田町三丁目	
43	工芸品中啓伝狩野三楽筆	タ	タ	タ	タ
44	笠瀬郎塔紫	間籠町 稲荷神社境内		間籠町	
45	前橋市藩主酒井氏歴代墓地	紅葉町二丁目		紅葉町二丁目	
46	前橋市城車橋門跡	大手町二丁目	前 橋 市	大手町二丁目	
47	上泉町新田塚古墳	上泉町新田塚2694		上泉町新田塚2694	
48	上泉郡子舞(市垂)	諏訪神社境内 上泉町1167		上泉町1167	
49	二之宮の式三番叟付伝授書	赤城神社 二之宮町886		二之宮町886	
50	總社神社太々神楽	元總社町2377		元總社町2377	
51	野良犬舞子舞	清野町311の3		清野町311の3	
52	産泰神社太々神楽	下大屋町569		下大屋町569	
53	松平藩主面像及び 鍋城政勝面像	朝日町西丁目29-24		朝日町西丁目29-24 (孝顯寺)	
54	酒井直忠面像	大手町三丁目17-22		大手町三丁目17-22 (龍美寺)	
55	東福寺鱗口	三河町一丁目19-18		三河町一丁目19-18 (東福寺)	
56	仁治の板碑	小島田町528		小島田町大門社	
57	大徳寺の多宝塔	小相木町91		小相木町91	
58	經塚古墳				
59	阿弥陀三尊画像板碑	公田町421		公田町421	

60	オブ塚古墳	勝沢町409			
61	片貝神社太々神楽	東片貝町1085			
62	東覚寺瘤塔	總社町總社1607		總社町總社1607	

文化財調査報告書第4集

印 刷 昭和49年3月22日
発 行 昭和49年3月25日

前橋市千代田町一丁目8-8
発行所 前橋市教育委員会事務局社会教育課
電話 32-6538番

前橋市大手町三丁目6-11
印刷所 有限会社 原田印刷所
電話 31-2665番